

境港市高齢者等運転免許自主返納支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者等で自動車の運転に不安のある者（以下「高齢者等」という。）の交通事故を減少させるため、運転免許を自主返納した高齢者等に対する支援事業（境港市高齢者等運転免許自主返納支援事業。以下「支援事業」という。）について定め、運用することにより、安全・安心の交通社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する運転免許で、有効期間内にあるものをいう。
- （2）自主返納 本人の申請により、受けている運転免許の全部が取り消されることをいう。
- （3）障がい者手帳 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをいう。

（支援の対象者）

第3条 支援事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）境港市の住民基本台帳に記録している高齢者等のうち、運転免許の自主返納又は「運転経歴証明書」の取得をした者であること。
- （2）境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（支援の内容）

第4条 支援の内容は、次の各号のいずれかを1回のみ交付するものとする。

- （1）境港市予約型乗合バス（みなとーる）の回数乗車券（以下「回数券」という。）
 - ア 一般用 11枚綴り11冊
 - イ 障がい者用 11枚綴り22冊（障がい者手帳を有する者及び介護人のみ選択可能）
- （2）協同組合米子ハイヤーセンターが発行する共通乗車券（以下「タクシーチケット」という。）500円券24枚

（支援の申請）

第5条 前条に規定する支援を受けようとする者は、高齢者等運転免許自主返納支援事業申請書（様式第1号）に、公安委員会が発行する「申請による運転免許の取消通知書」の写し又は「運転経歴証明書」の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、「申請による運転免許の取消通知書」に記載された取消日又は「運転経

歴証明書」に記載された交付日から60日以内（当該期日の最終日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで）に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、申請できる期間を延長することができる。

（支援の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、支援の可否を決定し、高齢者等運転免許自主返納支援事業申請に係る決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（支援の実施）

第7条 市長は、前条の規定による支援の決定を受けた者（以下「被支援者」という。）に対し、回数券又はタクシーチケットを決定通知書と併せ郵送又は窓口交付をするものとする。ただし、被支援者以外の者が申請書を持参した場合は、被支援者に郵送するものとする。

（再交付の禁止）

第8条 被支援者は、前条により交付を受けた回数券又はタクシーチケットについて、再交付の申請をすることはできない。

（支援の取消し）

第9条 市長は、被支援者が虚偽その他不正な手段により支援を受けた場合は、支援の全部又は一部を取消すことができる。

（取消し内容）

第10条 市長は、前条の規定による支援の取消しを行ったときは、当該取消しに係る者に対し、未使用回数券又はタクシーチケットの返還若しくは使用された回数券又はタクシーチケットがある場合にあつては、当該回数券又はタクシーチケットの額面相当額の返還を命ずることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年1月1日の運転免許の取り消しから適用する。

（経過措置）

- 2 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間に運転免許の取消しを受けた者の申請期間は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成23年5月31日までとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年1月1日の運転免許の取り

消しから適用する。

（経過措置）

- 2 平成29年1月1日から平成29年3月31日までの間に運転免許の取消しを受けた者の申請期間は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成29年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年3月31日以前に、本事業により市民バスの回数乗車券（以下「回数券」という。）の交付を受けた者で、障がい者手帳を有するものは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、本事業により交付された一般用の回数券を障がい者用の回数券に交換することができるものとする。
- 3 前項の回数券の交換は、1冊単位とし、一般用の回数券1冊を障がい者用の回数券2冊に交換するものとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

高齢者等運転免許自主返納支援事業申請書

年 月 日

境港市長 様

次のとおり交付を申請します。

申請者	住 所	境港市
	ふりがな 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
	電 話 番 号	— —

【交付を希望するものいずれかに一つに○】

- （１） 予約型乗合バス（みなとーる）の回数乗車券
ア 一般用 11 枚綴り 11 冊（100 円／枚）
イ 障がい者用（介護人含む） 11 枚綴り 22 冊（ 50 円／枚）
（２） 協同組合米子ハイヤーセンター共通乗車券 500 円券 24 枚

【誓約と同意】

- ☐ 申請者は、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではありません。
- ☐ 申請者は、過去に高齢者等運転免許自主返納支援事業による支援を受けていません。
- ☐ 申請書の内容を確認する目的で、境港市が申請者の個人情報 を外部に提供することについて同意します。
- ☐ 交付を受けた乗車券は、後から交換できないことについて説明を受け、了承しました。

申請者の氏名：

印

☐（以下、介護人として申請する場合のみ記載）

申請者は、以下の障がい者の介護人であり、この障がい者の介護人として予約型乗合バスを利用するときに限り、障がい者用の回数乗車券を使用します。

障がい者 住所

氏名

※添付書類

- 1 「申請による運転免許の取消通知書」の写し又は「運転経歴証明書」の写し
- 2 障がい者用の予約型乗合バスの回数券を希望する場合、障がい者手帳の写し（介護人として申請する場合は、介護の対象者の障がい者手帳の写し）

様

境港市長

高齢者等運転免許自主返納支援事業申請に係る決定通知書

高齢者等運転免許自主返納支援事業申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 支援の内容
- 2 下記の理由により支援対象になりません。